

広島市ペット霊園の設置の許可等に関する条例を 令和7年6月26日に制定しました。

○ペット霊園を設置しようとする場合は、
あらかじめ広島市長の許可を受けることが必要
になります。

【ペット霊園とは】

規制の対象となるペット霊園は、墓地、納骨堂若しくは火葬施設を有する施設又はこれらを併せ有する施設です。

(注1) 専ら自己の使用に供する目的で設置するものは除きます。

(注2) 墓地、埋葬等に関する法律に規定する（人間の）墓地等と一体的な管理が行われるペットの墓地等は除きます。

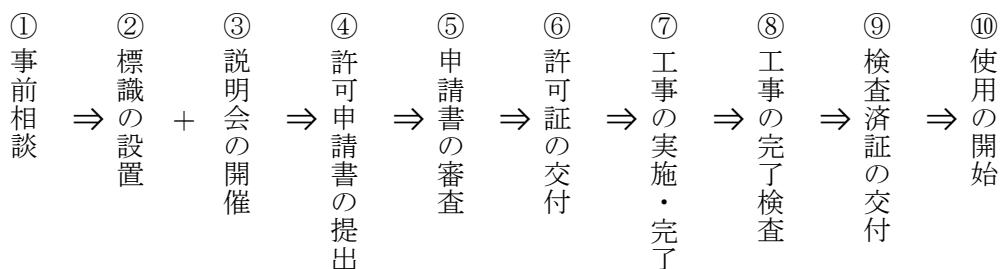
- ・ 墓 地：ペットの焼骨を埋蔵し、又はペットの死体を埋葬する墳墓を設けるための区域。
- ・ 納 骨 堂：ペットの焼骨を収蔵するための設備を有する施設。
- ・ 火葬施設：ペットの死体を火葬するための設備を有する施設。

(注3) 火葬施設には、一定の場所で反復継続して火葬を行う火葬車両を含みます。

【設置手続の流れ】

ペット霊園の設置手続の流れは以下のとおりです。ペット霊園を設置する場合は、この流れに沿って、所定の手続を行ってください（裏面参照）。

また、ペット霊園の変更、廃止、地位承継を行う場合も所定の手続がありますので、これらの手続を行う際は、事前にご相談ください。



【お問い合わせ先】

広島市健康福祉局保健部環境衛生課
広島市中区富士見町11番27号
TEL：082-241-7451
FAX：082-241-2567
kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp

ペット霊園の設置手続の流れ

① 事前相談

- ・ペット霊園の設置を検討している段階で、事前相談を行ってください。

② 標識の設置

- ・設置計画の概要を周知させるための標識を設置するとともに、速やかに標識設置届を提出してください。
(注4) 標識は、許可申請日の30日前までに設置してください。

③ 説明会の開催

- ・設置計画の概要を近隣関係者に説明するための説明会を開催してください。説明会を開催した後は、速やかにその状況を市に報告してください。

④ 許可申請書の提出

- ・②及び③の手続を行った後に、許可申請書を提出してください。

⑤ 申請書の審査

- ・申請書の内容が条例の基準に適合しているかについて、審査を行います。
(注5) 審査には、一定の期間を要しますので、ご注意ください。

⑥ 許可証の交付

- ・申請書の内容が基準に適合していることを確認した後、許可証を交付します。

⑦ 工事の実施・完了

- ・設置に係る工事が完了したときは、工事完了届を提出してください。

⑧ 工事の完了検査

- ・工事完了届が提出された後、完了検査を行います。

⑨ 検査済証の交付

- ・完了検査において、基準との適合を確認した後、検査済証を交付します。

⑩ 使用の開始

- ・検査済証の交付後、ペット霊園の使用を開始してください。